—第１編　総則—

第１章　計画の目的及び構成

第１節　計画の目的

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定により、匝瑳市防災会議が作成するこの計画は、市町村合併に伴い平成２０年に作成したもので、これまで３回にわたる修正を行ってきた。現行の匝瑳市地域防災計画は、上位計画である防災基本計画及び千葉県地域防災計画の見直しや防災関係法令の改正等に合わせ、平成３０年度に修正を行ったものである。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災[注1]は、マグニチュード９．０という過去最大の地震であり、東日本の沿岸部を中心に未曽有の災害をもたらした。

本市でも住家、非住家合わせて全壊家屋が約１０棟、半壊家屋が約３０棟、床上、床下浸水の家屋が約４０棟発生し、一部損壊の家屋は２，１００棟以上に及び、地震、津波、液状化等により大きな被害を受けたところである。

また、令和元年９月９日に本県へ上陸した令和元年房総半島台風（台風第１５号）は、県内において、気象観測史上１位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、本市でも長期にわたる停電、断水及び多数の住家被害等が発生した。

さらに、令和元年１０月に発生した令和元年東日本台風（台風第１９号）及び１０月２５日の大雨においても、突風、土砂崩れ等に伴う被害が発生した。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であることから、県は、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成２５年１２月に千葉県防災基本条例を制定したところである。

これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道等の公共交通等の事故災害等の各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　東日本大震災による被害状況】
【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　令和元年房総半島台風（台風第１５号）による被害状況】
【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　令和元年東日本台風（台風第１９号）による被害状況 】
【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市防災会議条例】
【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市防災会議委員一覧】

[注1] 東日本大震災　東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた災害をいう。

第２節　計画の構成

この計画は、現実の災害対応に即したものとなるよう、千葉県地域防災計画との整合性を確保しつつ、災害の種類ごとに計画を作成しており、次の５編をもって構成している。

第１編　総則
第２編　地震・津波対策編
（地震・津波対策編附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画）
第３編　風水害等対策編
第４編　大規模事故災害対策編
第５編　資料編

第１編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成２５年度の修正において新設したものである。

第２編地震・津波対策編は、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

東日本大震災では、本市においても津波による大きな被害が発生したことから、その教訓や課題を活かし、津波対策の充実を期するため、平成２５年度の修正において、従来の震災対策編を改称したものである。

また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第５条第２項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第２編地震・津波対策編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。なお、中央防災会議の見解に基づき、気象庁は当面の対応として、東海地震に対する警戒宣言の発令を平成２９年１１月から凍結しているが、今後の防災情勢を踏まえ附編として整理し、平成３０年度の修正において位置付けたものである。

第３編風水害等対策編は、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第４編の大規模事故災害対策編については、放射性物質事故、大規模火災等、公共交通等事故等大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この編に定めのないものについては、第３編風水害等対策編の規定に準ずるものとする。

第２章　計画の基本的な考え方

第１節　減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第２節　地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災[注2]では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助する等、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が懸念されているが、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、市は自主防災組織の機能強化や、防災士等の地域における防災リーダーの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成する等の取組の強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、株式会社カスミとの物資の供給協力に関する協定、千葉県ＬＰガス協会海匝支部との燃料供給に関する協定、千葉県建設業協会との公共土木施設の機能の確保及び回復に関する協定、株式会社東総コンピューターシステムとの無人航空機による協力に関する協定及びヤフー株式会社との情報発信等に関する協定等、様々な分野での連携が進んでいる。

また、本市では、全国東西の難読地名を縁として交流を深めている兵庫県宍粟市と本市のネットワークの一つとして、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう、災害時等相互応援に関する協定を締結し、両市間における連携強化を図っている。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、県や市をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震、津波、風水害等の様々な災害において、また、予防、

[注2] 阪神・淡路大震災　平成７年（１９９５年）兵庫県南部地震によって引き起こされた災害をいう。

応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

なお、これらの取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症等への対策を講じていく。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市自主防災組織助成要綱】

【第５編資料編　３　資機材関連　市内建設業者一覧表（千葉県建設業協会会員)】

【第５編資料編　４　協定関連　現状締結している協定一覧】

第３節　要配慮者及び男女共同参画の視点

要配慮者とは、高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者)、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者等のことである。要配慮者は、それぞれの特性により、情報の収集における支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成２３年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北３県の死亡者のうち、９割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、６０歳以上の方が約６５％を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化が年々進んでいる状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第４節　計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検、検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする

第３章　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者、自主防災組織等の主な事務又は業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

【匝瑳市及び一部事務組合等】

１　匝瑳市

（１）　市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
（２）　防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること。
（３）　災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
（４）　災害の防除と拡大の防止に関すること。
（５）　避難指示等の発令に関すること。
（６）　救助、防疫等及び保健衛生に関すること。
（７）　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
（８）　被災産業に対する融資等の対策に関すること。
（９）　被災市営施設の応急対策に関すること。
（10）　災害時における文教対策に関すること。
（11）　災害対策要員の動員及び雇上げに関すること。
（12）　災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
（13）　被災施設の復旧に関すること。
（14）　被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
（15）　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
（16）　国保匝瑳市民病院による災害時の医療に関すること。
（17）　その他災害予防、災害応急対策、災害復旧に関すること。

２　匝瑳市消防団

消防及び水防に関すること。

３　匝瑳市横芝光町消防組合

（１）　災害の予防警戒、火災防御及び情報伝達に関すること。
（２）　人命の救助、救出及び応急救護に関すること。
（３）　消防、水防その他の応急処置に関すること。
（４）　危険物の安全確保のための指導に関すること。

４　八匝水道企業団及び九十九里地域水道企業団

（１）　水道施設の応急復旧に関すること。

（２） 生活用水の確保に関すること。

５　匝瑳市ほか二町環境衛生組合
　火葬に関すること。

６　東総衛生組合
　し尿の収集、運搬又は処理に関すること。

７　東総地区広域市町村圏事務組合
　東総地区クリーンセンターにおける災害時の廃棄物（ごみ、がれき等）の収集、運搬、処理に関すること。

【県の機関】
１　千葉県
（１） 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
（２） 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
（３） 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。
（４） 災害の防除と拡大の防止に関すること。
（５） 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
（６） 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
（７） 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
（８） 被災県営施設の応急対策に関すること。
（９） 災害時における文教対策に関すること。
(10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
(11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること。
(12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
(13) 被災施設の復旧に関すること。
(14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
(15) 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。
(16) 災害救助法に基づく被災者の救助及び保護に関すること。
(17) 被災者の生活再建支援に関すること。
(18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。

２　海匝地域振興事務所
（１） 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
（２） 災害救助に係る連絡・調整に関すること。
（３） 火薬類等の許可申請に関すること。

３　海匝土木事務所
（１） 防災（水防）に関すること。

（２） 県の管理する道路、橋梁、河川、海岸並びに国有及び県有の土地の管理に関すること。
（３） 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
（４） 河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設の新設、維持及び改良工事に関すること。
（５） 土砂災害防止法に関すること。
（６） 建築物の確認、許可、検査、定期報告等及び届出の受理に関すること。
（７） 宅地造成等大規模開発の技術的審査に関すること。
（８） 雨量及び河川の水位、観測、調査及び記録に関すること。
（９） 災害復旧工事に関すること。
(10) 市の災害復旧の指導に関すること。

４　海匝農業事務所
（１） 農地及び農業用施設の防災並びに災害復旧に関すること。
（２） 被災農業従事者の支援に関すること。

５　海匝保健所（海匝健康福祉センター）
（１） 医療提供体制の調整に関すること。
（２） 防疫その他保健衛生に関すること。
（３） 災害医療コーディネーターの調整に関すること。

６　北総教育事務所
　災害時における文教対策の指導に関すること。

７　匝瑳警察署
（１） 被災者の救出及び避難に関すること。
（２） 死体(行方不明者)の捜索及び調査に関すること。
（３） 交通規制に関すること。
（４） 防犯その他社会秩序維持に関すること。

【指定地方行政機関】
１　関東農政局
（１） 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。
（２） 応急用食料・物資の支援に関すること。
（３） 食品の需給・価格動向の調査に関すること。
（４） 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。
（５） 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。
（６） 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。
（７） 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。
（８） 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。
（９） 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。
(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。

2　関東東北産業保安監督部

（1）火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。

（2）鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

3　関東地方整備局

（1）　災害予防

ア　防災上必要な教育及び訓練等に関すること。

イ　通信施設等の整備に関すること。

ウ　公共施設等の整備に関すること。

エ　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。

オ　官庁施設の災害予防措置に関すること。

カ　大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。

キ　豪雪害の予防に関すること。

（2）　災害応急対策

ア　災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。

イ　水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。

ウ　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。

エ　災害時における復旧資材の確保に関すること。

オ　災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。

カ　災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。

キ　海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。

ク　災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

（3）　災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

4　成田空港事務所

（1）　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。

（2）　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

（3）　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

5　第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

（1）　海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。

（2）　船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。

（3）　海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。

（4）　海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

6　東京管区気象台（銚子地方気象台）

（1）　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。

（2）　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。

（３） 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
（４） 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
（５） 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

7　自衛隊
（１） 災害派遣の準備に関すること。
ア　防災関係資料の基礎調査に関すること。
イ　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
ウ　防災資材の整備及び点検に関すること。
エ　匝瑳市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に沿った防災に関する各種防災訓練の実施に関すること。
（２） 災害派遣の実施に関すること。
ア　人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
イ　災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

【指定公共機関】※内閣府が指定した機関
1　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
（１） 電気通信施設の整備に関すること。
（２） 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
（３） 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2　日本赤十字社千葉県支部
（１） 医療救護に関すること。
（２） 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
（３） こころのケアに関すること。
（４） 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
（５） 血液製剤の供給に関すること。
（６） 義援金品の募集、受付及び配分に関すること。
（７） その他応急対応に必要な業務に関すること。

3　日本放送協会
（１） 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
（２） 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
（３） 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
（４） 被災者の受信対策に関すること。

4　東日本旅客鉄道株式会社
（１） 鉄道施設の保全に関すること。

（２） 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
（３） 帰宅困難者対策に関すること。

５　日本通運株式会社千葉支店
災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

６　東京電力パワーグリッド株式会社
（１） 災害時における電力供給に関すること。
（２） 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

７　ＫＤＤＩ株式会社
（１） 電気通信施設の整備に関すること。
（２） 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
（３） 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

８　日本郵便株式会社
（１） 災害時における郵便事業運営の確保
（２） 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
エ　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
オ　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
（３） 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

９　ソフトバンク株式会社
（１） 電気通信施設の整備に関すること。
（２） 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
（３） 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

10　福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
災害時における物資の輸送に関すること。

【指定地方公共機関】
１　日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社
（１） 航空機の運航の安全と確保に関すること。
（２） 旅客の安全確保に関すること。

２　一般社団法人千葉県ＬＰガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3　千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエム及び株式会社ニッポン放送
（1）　市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
（2）　市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
（3）　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。

4　一般社団法人千葉県トラック協会及び一般社団法人千葉県バス協会
　災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

5　公益社団法人千葉県医師会
（1）　医療及び助産活動に関すること。
（2）　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。

6　一般社団法人千葉県歯科医師会
（1）　歯科医療活動に関すること。
（2）　歯科医師会、医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

7　一般社団法人千葉県薬剤師会
（1）　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
（2）　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
（3）　地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

【公共的団体】
1　一般社団法人旭匝瑳医師会
（1）　医療及び助産活動に関すること。
（2）　県医師会及び医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

2　一般社団法人香取匝瑳歯科医師会
（1）　歯科医療活動に関すること。
（2）　県歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。

3　一般社団法人旭匝瑳薬剤師会
（1）　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
（2）　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
（3）　県薬剤師会との連絡調整に関すること。

4　ちばみどり農業協同組合
（1）　市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
（2）　農作物の災害応急対策の指導
（3）　被災農家に対する融資又はあっせん
（4）　農業生産資材及び農家生活資材の確保又はあっせん

（５） 農産物の需給調整

５　匝瑳市商工会
（１） 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
（２） 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力又はあっせん
（３） 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
（４） 災害時における物価安定への協力

６　病院等医療施設
（１） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
（２） 災害時における収容者の保護及び誘導
（３） 災害時における病人等の収容及び保護
（４） 災害時における負傷者の医療及び助産救助

７　学校法人
（１） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
（２） 災害時における児童生徒の保護及び誘導
（３） 災害時における応急教育計画の確立及び実施
（４） 被災施設の災害復旧

８　金融機関
被災事業者等に対する資金の融資

９　社会福祉施設
（１） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
（２） 災害時における入所者の保護及び誘導

10　社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会
（１） 災害ボランティアセンターの設置及び運営並びに災害ボランティアに関すること。
（２） 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関すること。
（３） その他災害応急対策についての協力に関すること。

11　危険物取扱施設
（１） 安全管理の徹底
（２） 防護施設の整備

【市民、事業者及び自主防災組織等】
１　市民
（１） 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料・飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。
（２） 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に協力する

とともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

2　事業者

（1） 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。

（2） 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に協力するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。

（3） 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

3　自主防災組織

（1） 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。

（2） 県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること。

4　ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関や社会福祉協議会と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第４章 地勢概要等

第１節　地勢

１　位置・面積

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から７０ｋｍ圏内、千葉市から４０ｋｍ圏内、成田国際空港からは２０ｋｍ圏内の距離にある。

市域は、北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接し、南は太平洋に面している。東西が約１２．５ｋｍ、南北が約１５ｋｍで、総面積は１０１．５２ｋ㎡となっている。

２　地形・地質

本市は標高２０ｍ以上の台地と標高１０ｍ以下の低地に大きく区分される。

（１）　地形

各地区の標高分布及び地形構成は次のとおりである。

中央：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野・標高５ｍ～１０ｍ程度の砂堆（沖積平野）

豊栄：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野（沖積段丘）・標高５ｍ程度の低地（沖積段丘）

須賀：標高５ｍ～６ｍ程度の砂堆　（沖積平野）

匝瑳：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野（沖積段丘）・標高４ｍ以下の低地

豊和：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野（沖積段丘）・標高４ｍ以下の低地

吉田：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野（沖積段丘）・標高４ｍ以下の低地

飯高：標高２０ｍ以上の台地・標高７ｍ～１０ｍ程度の谷底平野（沖積段丘）

共興：標高４ｍ以下の低地（低地・砂堆）

平和：標高５ｍ～６ｍ程度の砂堆（沖積平野）

椿海：標高４ｍ以下の低地（干拓地）・標高５ｍ程度の砂堆

野田：標高４ｍ以下の低地（低地・砂堆）

栄：標高４ｍ以下の低地（低地・砂堆）

※ 砂堆→砂丘・砂州・砂嘴等の微高地を総称して砂堆と表記する。

このうち、標高４ｍ以下の地域は、水害や津波に対し災害リスクがある地域である。

（２）　地質

台　地　部：地層付近はローム層（火山灰層）で構成され、ローム層以深は、成田層の砂若しくは粘性土で構成されている。

台地部は沖積低地部に比べ古い地層で構成されているが、N値を見るとN＝１

０程度の緩い砂層で構成されている。

このような緩い砂層が起因して地盤の増幅特性(揺れやすさ)が大きい地域(揺れやすい）も有ると推測される。

谷底平野部：表層は湿地等で形成された有機質な土で構成され、その下位には縄文海進（氷河期の終了後の温暖化による海面上昇)により堆積した海成の粘性土で構成されている。Ｎ値がN=０～１程度と緩く特に揺れやすい地層構成である。

砂堆部(砂嘴)：ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的Ｎ値が大きい。全体にＮ値が大きいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。地盤が固いので短周期の地震で共振しない限り比較的揺れにくい。

砂堆部(砂丘)：ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的Ｎ値が大きい。全体にＮ値が大きいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。地盤が固いので短周期の地震で共振しない限り比較的揺れにくい。

砂丘間低地部：表層部の有機質層を除き、ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的Ｎ値が大きい。表層を除き、全体にＮ値が大きいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。ただし砂丘間低地にはＮ値が小さい砂が地下水面下に堆積している場合もある。この場合、砂丘や砂嘴に対し液状化しやすくなるので注意が必要である。

干拓、埋立地部：表層部の緩い砂層を除き、比較的Ｎ値が大きい砂層で構成されている。表層の緩い砂層は、地下水面下にあることが多く、液状化の可能性が高い地層である。

河　口　部：表層部の緩い砂層を除き、比較的Ｎ値が大きい砂層で構成されている。表層の緩い砂層は、地下水面下にあることが多く、液状化の可能性が高い地層である。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　地形分類図】

(参考)

Ｎ値（えぬち）とは、ボーリング調査の標準貫入試験（JISA １２１９）によって求められる地盤の強度等を求める試験結果（数値）である。標準貫入試験値とも言う。

その定義は『質量６３．５±０．５kg のドライブハンマー（通称、モンケン）を７６±１cm 自由落下させて、ボーリングロッド頭部に取り付けたノッキングブロックを打撃し、ボーリングロッド先端に取り付けた標準貫入試験用サンプラーを地盤に３０cm 打ち込むのに要する打撃回数』である。

Ｎ値は、地盤の硬さや締まりの程度を評価したり、基礎や地盤反力等の設計に必要な地盤定数（土質定数）の推定に利用する。

なお、Ｎ値が大きいほど地盤は硬く、Ｎ値が小さいほど地盤が軟らかい状況である。

【標準貫入試験装置】

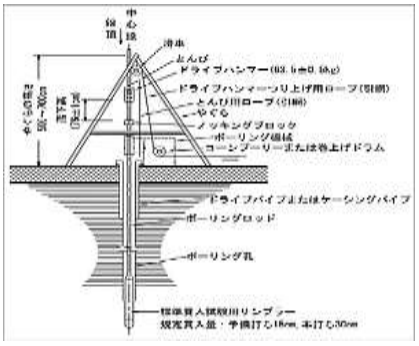

3　山地・平野

本市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されている。

東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。

4　河川

本市の主な河川は、北西部を流れる借当川及び南東部を流れる新川のほか、準用河川である境川が借当川に接続している。これらの河川の流域では、優良な田園景観が形成されている一方、借当川及び新川においては、水防法の規定による浸水シミュレーションにより、豪雨時には当該河川の周辺地域に大きな浸水被害をもたらす可能性があることが想定されている。

5　海岸

本市の海岸は、千葉県東部の刑部岬（旭市）から太東岬（いすみ市）に至る約６０ｋｍの九十九里海岸にあり、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大きく波浪が激しいことが特徴である。

昭和４０年代後半からは、次第に侵食性の高い海岸へと変貌をとげ、砂浜が大きく後退している。

第２節　気象

１　気温

本市は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しており、次に示すとおり、年平均気温１５．８℃と温暖な気候で、夏は涼しく冬は暖かい土地柄である。

また、季節変化としては冬季と夏季で２０℃程度の温度差がある。

年別平均気温等の推移

年	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）
平成２６年	１５．３	３６．１	－４．９
平成２７年	１５．８	３６．２	－３．９
平成２８年	１６．０	３７．９	－３．４
平成２９年	１５．３	３７．１	－５．１
平成３０年	１６．３	３５．８	－５．１
令和元年	１５．９	３５．４	－３．９
令和２年	１６．０	３７．１	－３．２
令和３年	１６．０	３５．１	－６．０
平　均	１５．８	３６．３	－４．４
（参考）平年値[注３]	１５．２		

（銚子地方気象台横芝光地域気象観測所）

気温の月別推移（平成２６年から令和３年までの平均）

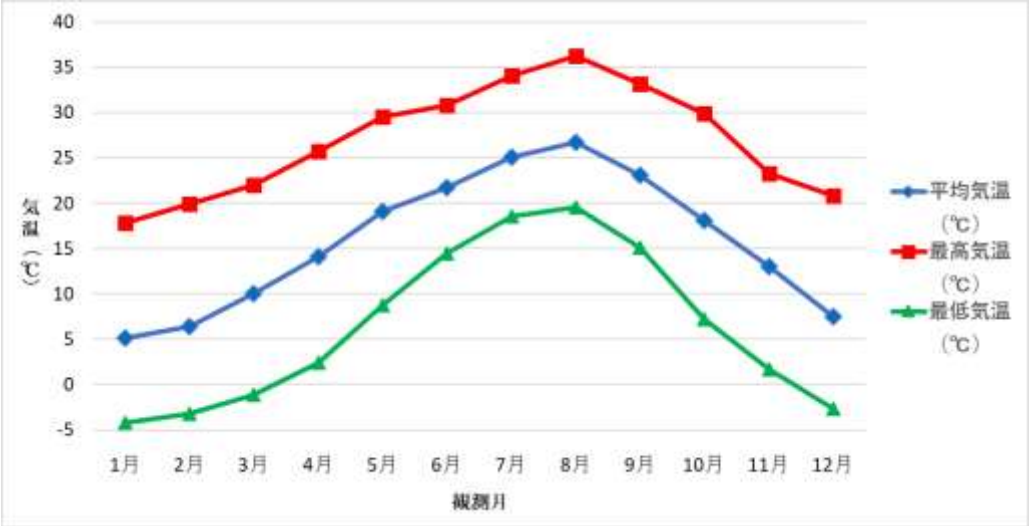

（銚子地方気象台横芝光地域気象観測所）

注３　平年値　気象庁が、その時々の気象（気温、降水量、日照時間等）や天候（冷夏、暖冬、少雨、多雨等）を評価する基準として利用するとともに、その地点の気候を表す値として用いているもの。現在は、平成３年から令和２年までの３０年間の観測値による平年値を使用している。

２　降水量、日照時間及び風向風速

年間合計降水量の平均は、１，６００mm程度であるが、月別に降水量の推移を見てみると、梅雨時期の６月と台風シーズンである９月、１０月に多くなる。

また、日照時間については、年間合計２，０００時間程度であるが、月別にその推移を見てみると、５月と８月に多くなる。

なお、風向風速については、秋の終わりから春にかけて北西の季節風が吹くことが多く、年平均風速は２～３m/s 程度である。

年別降水量の推移

年	降水量（mm）
平成２６年	１，５１３．０
平成２７年	１，３９０．５
平成２８年	１，６２８．５
平成２９年	１，４８９．０
平成３０年	１，３７７．０
令和元年	１，８２１．５
令和２年	１，６２１．５
令和３年	１，９２１．０
平　均	１，５９５．３
（参考）平年値	１，５０９．４

（銚子地方気象台横芝光地域気象観測所）

降水量、日照時間及び平均風速の月別推移（平成２６年から令和３年までの平均）

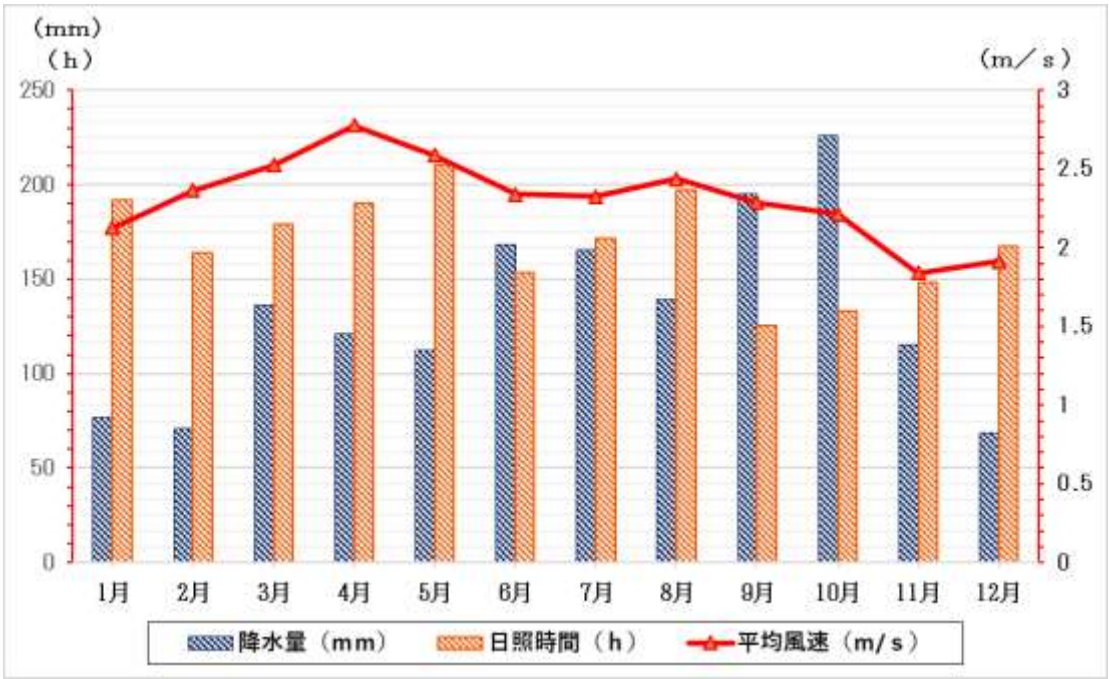

（銚子地方気象台横芝光地域気象観測所）

第３節　社会環境

１　地区区分

本市は、中央、豊栄、須賀、匝瑳、豊和、吉田、飯高、共興、平和、椿海、野田及び栄の１２地区に区分されている。

２　人口

（１）　人口・世帯数の推移

本市の令和２年１０月１日現在の人口（国勢調査）は３５，０４０人で、平成７年までは微増傾向で推移してきたが、平成７年以降減少傾向に転じ、平成７年と令和２年を比較すると、８，３１７人減少している。

また、令和２年１０月１日現在の世帯数（国勢調査）は１２，８８３世帯で、平成１７年以降はほぼ横ばいであるものの、１世帯当たりの人員は減少傾向にあり、昭和６０年の４．０２人から令和２年には２．７人に減少している。

なお、地区別の人口構成は匝瑳市の約８５％の人口が低地又は、自然堤防等の砂堆（微高地）で生活しており、津波や水害等の災害リスクが高い地域に居住している市民が多い。

国勢調査における人口、世帯数の推移（昭和３５年から令和２年まで）

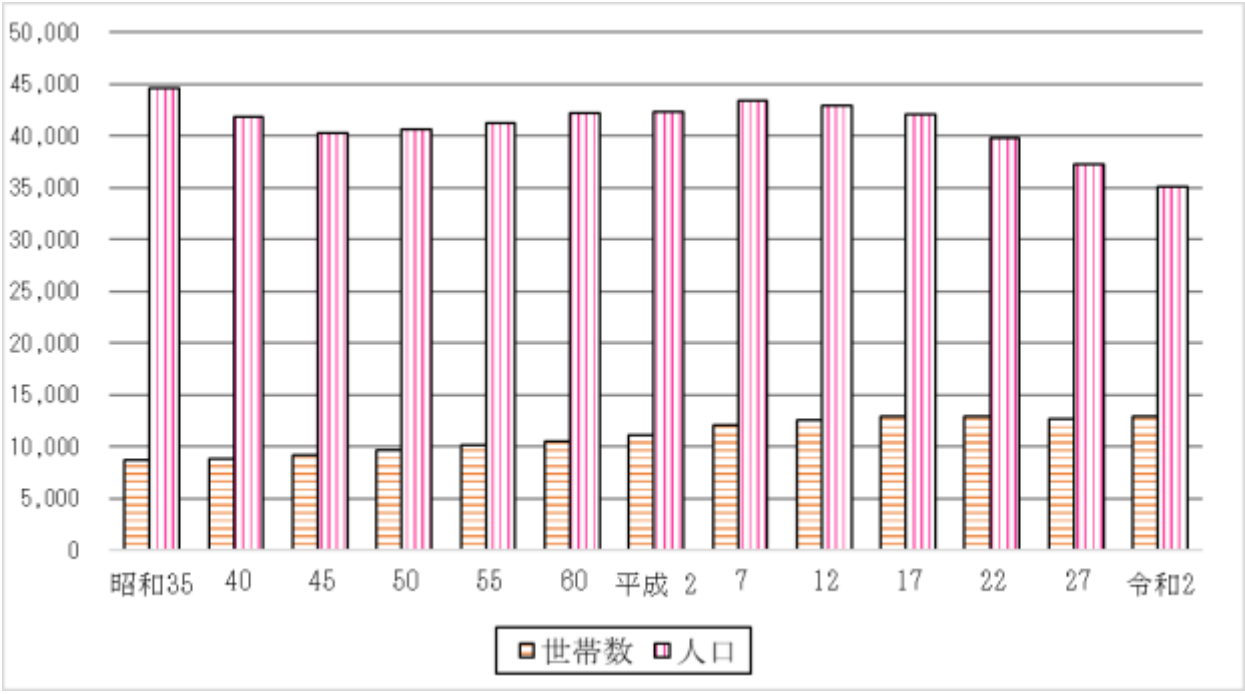

（国勢調査）

（２）　年齢構成の推移

阪神・淡路大震災では、高齢者の死者の割合が全体の半数近くを占めたほか、東日本大震災でも６０歳以上の死者数が全体の５６％程度と、高齢者をはじめ障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者といわれる人々は、健常者に比べて災害時に死傷等の身体的被害にあう確率が極めて高くなることが明らかになっている。

本市の令和２年現在の年齢構成をみると、年少人口（０～１４歳）９．９％、生産年齢人口（１５～６４歳）５４．２％、老年人口（６５歳以上）３５．９％となっており、平成１２年から一貫して少子高齢化が進んでいる。

特に、本市の高齢化率は、県平均を上回る水準で年々上昇しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

年齢３区分別人口の推移　（単位：人）

	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
０～１４歳	５，３５７	４，６３２	４，１１４	３，４７１
１５～６４歳	２５，８５１	２４，１７７	２１，１８０	１８，９８４
６５歳以上	１０，６１８	１０，９５２	１１，８７３	１２，５８１
合計	４２，０８６	３９，８１４	３７，２６１	３５，０４０

（国勢調査）

年齢別人口の割合の推移

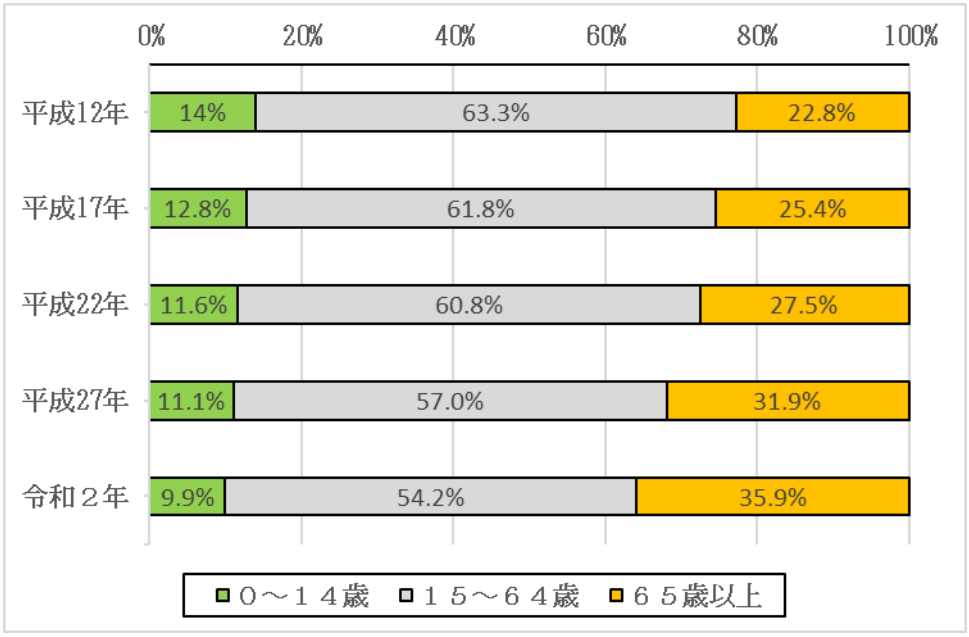

※総人口には年齢不詳人口が含まれている。　（国勢調査）

匝瑳市と千葉県の高齢化率の推移

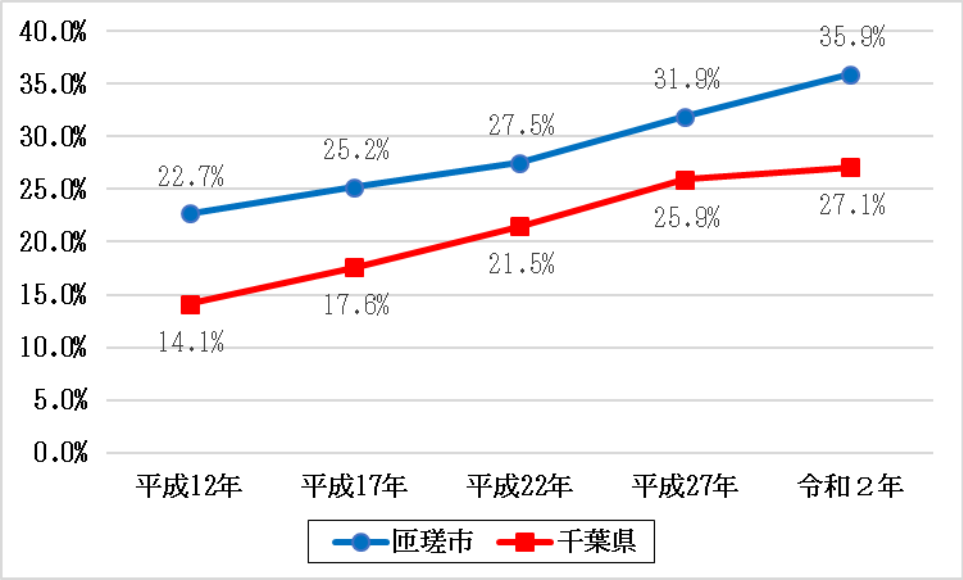

（国勢調査）

（３） 昼間人口と夜間人口

令和２年度の本市の昼間人口は３３，４４７人で、総人口より１，５９３人少なくなっている。

なお、令和２年現在の本市に常住する就業者・通学者数は１９，４０８人で、そのうち市外への通勤・通学者は８，１３９人となっている。

市の昼間人口と夜間人口

総人口（夜間人口）	昼間人口	昼間人口と夜間人口の差
３５，０４０人	３３，４４７人	１，５９３人

（令和２年国勢調査）

第４節　過去の災害

１　地震・津波災害

本市及びその周辺で地震・津波災害により過去に大きな被害を受けたのは、古くは江戸時代の元禄地震（１７０３年・Ｍ８．２）や大正時代の大正関東地震（１９２３年・Ｍ７．９）、昭和では千葉県東方沖地震（１９８７年・Ｍ６．７）、平成では東北地方太平洋沖地震（２０１１年・Ｍ９．０）といった大規模地震である。

特に東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード９．０という日本における観測史上最大の地震で、東日本を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても最大震度５強を記録し、住家、非住家を合わせ多数の家屋被害及び津波による床上、床下浸水が発生している。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　千葉県が影響を受けた主な地震・津波履歴表】

２　水害

後背湿地や旧河道、台地内に発達する谷底低地や氾濫平野等洪水に対する災害リスクがある地形を抱えており、過去には多くの浸水害を伴う降雨災害が発生している。

昭和４６年（１９７１年）９月の台風２５号による大雨は、千葉県下全域に影響を与え、旧八日市場市や旧野栄町は災害救助法の適用を受ける等、甚大な被害を受けた。

匝瑳・吉田・飯高地区の境界を流下する借当川周辺の谷底平野や、中央・豊栄・椿海地区に広がる後背湿地や谷底平野で浸水実績がある。

また、令和元年（２０１９年）１０月１９日、本市は発達した雨雲による局地的な大雨に見舞われ、時間雨量約１００ｍｍの猛烈な雨を観測したことから、記録的短時間大雨情報が発表された。この雨の影響で、八日市場駅周辺等、市域各所において道路冠水等が発生している。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　風水害履歴表】

３　風害

本市周辺は、ダウンバーストや竜巻等の風による災害発生確率が高い地域であり、成田、山武、銚子等で発生するダウンバースト又は竜巻の一部は、本市を直撃することも想定される。

明治３６年（１９０３年）８月１３日の竜巻通過経路とその方向は、山武付近で発生した竜巻が本市まで移動し野手付近で消滅している。

また、平成１９年（２００７年）９月６日に本市の新堀で竜巻が発生し、八日市場ホ付近まで移動し消滅している。この竜巻によって、住家、非住家合わせて１３０軒以上の被害が発生した。

４　土砂災害

匝瑳、豊和、吉田及び飯高地区等の台地部は、土砂災害警戒区域等に指定されている斜面が多く、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のリスクが高い地区といえる。

平成２５年（２０１３年）１０月の台風２６号では、匝瑳地区で発生した大規模な土砂崩れにより県道の一部が崩落し、交通に大きな影響を与えた。その他にも、令和元年（２０１９年）１０月２５日の大雨では、吉田地区で急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生した。

なお、上記以外の地区においても土砂災害は発生しており、近年では、令和３年（２０２１年）８月１５日の大雨による法面崩落が中央地区において発生した。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　土砂災害警戒区域等一覧】